

7 田監第 50 号
令和 8 年 1 月 30 日

田村市長 白石 高司 様
田村市議会議長 大橋 幹一 様

田村市監査委員 助川 庄藏

同 大和田 博

令和 7 年度田村市財政援助団体等監査の結果について (報告)

地方自治法第 199 条第 7 項の規定に基づき、令和 6 年度において補助金を受けた財政援助団体の監査を田村市監査基準に準拠して実施したので、同条第 9 項の規定により結果を次のとおり報告します。

令和7年度田村市財政援助団体等監査結果報告

第1 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定に基づく監査

第2 監査の目的

財政的援助を行っている団体や事業が関係法令等に準拠し、適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施した。

第3 監査の対象

令和6年度に、交付した補助金の中から抽出した次の補助金に係る事務

1 本庁社会福祉事務費

(1) 田村市戦没者追悼式及び戦没者慰霊祭等運營業務委託

委託団体：田村市遺族会 会長 鈴木 正一

所管課：社会福祉課

委託金額：689,093円

(2) 田村市遺族援護事業補助金

補助団体：田村市遺族会 会長 鈴木 正一

所管課：社会福祉課

補助金額：491,400円

2 大越観光推進事業費

(1) 鬼の里納涼夏まつり事業補助金

補助団体：鬼の里納涼夏まつり実行委員会 委員長 渡辺 静壺

所管課：大越行政局

補助金額：3,159,000円

第4 監査の実施日及び場所

実施日 令和8年1月26日(月)

場所 田村市役所 第1委員会室

第5 監査の実施内容

- 1 所管課等から事前に監査資料、関係書類等の提出を求め、事務補助職員により事前調査を行い、監査当日に調査結果を報告した。
- 2 監査当日は、所管課から説明を受けるとともに、監査委員から質問を行った。
- 3 監査の結果、改善又は検討すべき事項は、監査委員から書面及び口頭で指導し、最後に講評を行った。

第6 監査の着眼点

- 1 補助金の決定は、法令（市条例・規則）等に適合しているか
- 2 補助金の交付目的及び補助対象事業の内容は明確か
- 3 補助金の対象経費は明確か
- 4 会計処理は適正に行われているか
- 5 補助金の効果、条例履行の確認は適切に行われているか
- 6 補助団体への指導監督は適切に行われているか

第7 監査の結果

各補助団体、所管課ともに関係法令等に基づき概ね適正に事務処理を行い、執行されていることが認められた。一部、指導・改善・検討を要する事項については、書面及び口頭で指導したので、必要な措置を講じられたい。

補助金は、市民から納税された税金、その他の貴重な財源で賄われるものであることに留意し、補助金が法令及び予算で定めるところに従って公平かつ効率的に使用されるよう努めなければならない。特に、補助金交付申請を受付、要綱等を基に審査し交付決定を行うが、補助対象事業（経費）や予算書、決算書などの関係書類（証憑書類）の確認、精査が不十分であると思われる。今後は、補助対象事業（経費）の把握など十分に精査し、定期的に事務検査を行うなどの見直し、検討が必要であるとする。

1 本庁社会福祉事務費

(1) 田村市戦没者追悼式及び戦没者慰霊祭等運營業務委託

①委託団体の名称及び事業の目的等

- ア 委託団体の名称：田村市遺族会
- イ 事業目的：戦没者追悼式及び戦没者慰霊祭等運營業務委託
- ウ 事業内容：戦没者追悼式及び慰霊祭挙行的ため各種手配及び運營業務を行う

②契約方法

地方自治法施行令第167条2第1項第2号による随意契約

③委託金額

委託金：689,093円

④業務の執行状況

精算処理について、業務委託費を概算払いで支給しているので事業完了日から14日以内に処理しなければならないところ、返納までに1ヶ月以上掛かっているため田村市財務規則第64条の規定に従い処理すること。

(2) 田村市遺族援護事業補助金

①補助団体の名称及び事業の目的等

- ア 補助団体の名称：田村市遺族会
- イ 事業目的：戦没者英霊の顕彰と遺家族の福祉増進及び平和記念活動の推進

ウ 事業内容：戦没者慰霊祭の実施・各追悼式の参列・遺品、資料の収集及び展示、巡回平和展の展開

②補助金支出根拠法令等

田村市補助金等の交付に関する規則

田村市社会福祉推進補助金交付要綱

③補助金の算定及び交付状況

ア 補助金額：491,400円

イ 補助金の算定：規則及び交付要綱に基づき概ね適正に算出されている

ウ 補助金の交付状況：⑤指摘事項及び指導・改善・検討事項のとおり

④事務の執行状況

⑤指摘事項及び指導・改善・検討事項のとおり

⑤指摘事項及び指導・改善・検討事項

【所管課】

田村市遺族会遺族援護事業補助金について以下のとおり補助団体に改善するよう指導していただきたい。

①通帳に記載されている日付や入金額・出金額と作成されている伝票について整合性が確認できなかった。伝票は1ヶ月毎にまとめられて集計し1枚の伝票で作成されているため、実際の入金額・出金額が通帳の日付や金額と一致していない。それに伴い出納簿は伝票を基に作成しているため通帳の記載とも一致せず入金額・出金額の整合性が確認できない。

そのような書類の作成から、現金が長時間手元に置かれる運用が想定されるため改善が必要である。

②飲食費に充てられている費用があり支出目的や金額の妥当性が明確でないものがあった。補助金は原則として事業目的に限定して使用されるべきであり、飲食費が事業遂行に不可欠であることを客観的に立証できない場合は適正使用の疑義が生じる。領収書や参加者名簿などの証憑が不十分だと説明責任と透明性が確保されない。

したがって、交付要綱や規定で飲食費の支出が認められない場合は原則支払わないようにすること。

③日当の支払いについて、慰霊祭時に千羽鶴を届けるため担当者が福島県護国神社に向いた際に支払っているが支払基準が不明であった。支払基準（支給対象、金額、支払頻度、算定方法、支給要件など）が明文化されておらず、個人判断での支払いや過剰支出が発生する恐れがある。

したがって、日当の支払が必要であるならば、支払基準を明確に定め、金額の算定方法（時間単価や日額、半日扱いの基準など）についても明確にする必要がある。

【補助団体】

①通帳や出納簿など関係帳簿の作成について整合性が確認できるよう改善をしていただきたい。また、現金を長時間手元に保管しないようにしていただきたい。

②補助金は原則として事業目的に限定して使用されるものであり交付要綱や規定のな

い飲食費は支出しないようにしていただきたい。

③日当の支払いについて、支払基準が不明なため支払基準を明確に定めていただきたい。

2 大越観光推進事業費

(1) 鬼の里納涼夏まつり事業補助金

①補助団体の名称及び事業の目的等

ア 補助団体の名称：鬼の里納涼夏まつり実行委員会

イ 事業目的：大越町の伝統・文化に触れ、地域住民や帰省者同士の交流を図り夏を楽しめる花火大会を実施

ウ 事業内容：地域出演団体による踊り並びに花火大会、和太鼓演奏、大道芸、大声大会、芸人によるライブなどの開催及び町内各種団体などによる模擬店の設置

②補助金支出根拠法令等

田村市補助金等の交付に関する規則

田村市観光交流振興事業補助金交付要綱

③補助金の算定及び交付状況

ア 補助金額：3,159,000円

イ 補助金の算定：規則及び交付要綱に基づき概ね適正に算出されている

ウ 補助金の交付状況：規則及び交付要綱に基づき概ね適正に算出されている

④事務の執行状況

補助金の交付目的及び事業計画に基づき実施されており、経費及び経理において概ね適正に執行されている。

⑤指摘事項及び指導・改善・検討事項

【所管課】

鬼の里納涼夏まつり事業補助金について以下のとおり補助団体に改善するよう指導していただきたい。

①当該財政援助団体の会計伝票処理について、決算書と伝票の支出科目に相違があることを確認した。具体的には、決算書上は「予備費」から簡易トイレの設置費が支出されているのに対し、支出伝票において当該支出が「委託費」として起票されていた。伝票という会計の記録において実態と異なる科目で記載されていることは、内部統制の不備を示す指摘事項となるため、伝票作成後に別担当者が内容（支出目的・科目・金額など）を確認する二重チェック体制に努めること。

②協賛金について、現金を預かってから銀行口座への入金までに要した最長期間は土日を含み11日間のものがあった。受領した現金は速やかに鍵付きの金庫や施錠できるキャッシュバッグに入れ厳重に管理し、早期に銀行口座に入金し適正な処理をすること。

【補助団体】

①伝票の起票内容と決算書の整合性が確認できるよう帳簿作成していただきたい。

②受領した現金は速やかに銀行口座に入金するようにしていただきたい。